

参議院大蔵委員会會議録第二十五号

(三三〇)

昭和三十三年四月三日(木曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮武太夫君
左藤 義詮君
廣瀬 久忠君
山本 米治君
大矢 正君
栗山 良夫君
小林 孝平君
野溝 勝君
杉山 昌作君

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省銀行局長 石田 正君
大蔵省為替局長 酒井 俊彦君
国税庁長官 北島 武雄君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省銀行 塩谷 忠男君
局銀行課長
国税庁固税部長 泉 美之松君

本日の會議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査の件

(金融の問題に関する件)
(租税行政に関する件)

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河野謙三君) これより委員会を開きます。

まず、租税及び金融等に関する調査を議題にいたします。質疑のある方は、順次、御発言願います。

○野溝勝君 金融の問題についてお伺いしたいと思ひます。政府は昨年来、国際収支の均衡をはかるという理由のもとに、金融の引き締めを大いに強行されたのでございまして、今日も依然と同じ方針をとっておられると思ひますが、いかがでございませうか。

○政府委員(石田正君) お話の点は非常に大きな問題でございまして、大蔵大臣がお答え願うような問題かとも思ひますが、お答えいたしますが、われわれ事務当局としては、御承知の通り、昨年国際収支が急激に悪化したいたしましたのに対処いたしました、いろいろな措置を講じたわけでございまして、その一環としていたしまして金融引き締めをいたしたわけであります。その効果は着実に上つて参つておりますことは国際収支がよくなつてきているというところに端的に現われているものと存じます。

そうして、これは大臣からもほかの委員会におきましてもお話がありましたこととくでございまして、現在はその効果の仕上げる時期でありますので、やはり金融引き締め措置はそのまま続けていく、かように了承いたしております。

○野溝勝君 今銀行局長からの御答弁がありました、国際収支の均衡のバランスがだんだんと軌道に乗りつつあるという展望の答へなのですが、国際収支の均衡の一つの現象として正確にドルの保有ができたのですか。

○政府委員(石田正君) それは為替局の所管でございまして、具体的に今どのくらいの数字になつていられるかということをお私、的確に知つておりません。外貨の保有高につきましては、大体三月末をもちまして十億ドルをこすところから従来の発表形式によればなつておる、かように了承いたしております。

○野溝勝君 石田銀行局長は、国際収支の均衡が順調に進行しつつあると答えておきながら、あと外貨の保有高がどのくらいあるかわからぬというふうなことは、まああけ足をとるわけじゃないが、無責任であつて、局長の将来への金融展望は信頼できない。だから政府の所見に対しましては聞くわけにはいかないです。といつて荒立てようというわけじゃないが、大体国際収支が均衡のとれてきたというか、ドル外貨の保有高はどのくらいか、現在はどのくらいの段階に達したか、もう一息、しかし危機に脱した前年から見ると、どういふ発展と希望のコースをたどつておる、しかしこの政策遂行には企業の犠牲もある、こうした具体的に話して

もらふのじゃなくちや、国際収支の方角が緩和をしてくて、非常によくなくなつてきたというよりなことだけでは、承認

できがたいところでございまして。この点一つざつとばらんに局長に突っ込んだお答えをお願いしたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) これは私も前々為替のことをやつておりました、為替の何と申しますか収支につきましても、形式収支、実質収支、いろいろ見方がございまして、それからまた外貨の保有高につきましても、計算の仕方がいろいろございまして、そういう関係から申しまして、数字的にはつきり申し上げることは、むしろそれは毎日動いておるものでございまして、毎日の経過を順應して為替局から数字をもつて申し上げた方が正確ではないだらうかと思ひます。ただ大体の傾向をいたしまして、まあ三十二年度の国際収支につきましては、数億ドルの赤字を予想されるということで非常に心配いたしました。あるいはどのくらい赤字が出るものかということにつきましても、なかなか見定めがつかないという工合に心配しておつたわけでございまして、御承知のように、実質的な収支にいたしましては、三十二年度を通じて一億一千八百萬ドルというふうなことに終つたわけでございまして、これは、そのよくなつた原因は、主として下期にあることも、これまた御承知の通りだらうと思ひのであります。そして、そういう意味におきまして国際収支は非常な悪化のところから展開いたしました。そしてだんだんと黒字を見るようになってきたというふうなことを思ひます。

○野溝勝君 それではこの際、銀行局長並びに為替局長に希望をしておきますが、昨年以來、今日までの外貨の変動を毎月限りで国際収支の均衡という観点において資料を一つ出していただきたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) 為替局と相談いたしましてできるよりにいたしたいと思ひます。

○野溝勝君 次に、お聞きしたいことは、先日参議院の予算委員会におきまして、日銀山際總裁は、引き締め政策が結末に近いといふようなことを表明されたのでございまして、この引き締め政策の結末が近い、記事の発表で金融業者の間には思惑的資金貸し出しの思惑をやらんとする業者も出てきておるし、さういふことはまだ政府から何らの意思表示もないから輕率にはできないとして、依然と引き締めを強行している業者もある、かような大きな影響を起すべき金融政策に対し、日銀總裁がこのような見解を表明したことは、政府、特に大蔵當局との間に打ち合せをしたことがあつたのでございませうか。私は大臣に聞きたいのでございまして、むしろ直接の當局であります銀行局長にこの際お伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) 大蔵省とそれから日本銀行の関係でございまして、これは始終機会あるごとにいろいろと話をしております。そういうことをいたしまして、私は大蔵省の銀行局と日本銀行の事務当局というものと金融

情勢の判断なり、あるいは金融というものをどういふふうにもって参つたか、よろしいかという点については一致しておるというふうに思つておられます。

○野澤勝君 日本銀行に政策委員会というのがあるのをごいいますか、これは一体どんな任務を帯びておるのですか。

○政府委員(石田正君) これは野澤先生も御承知の通りに、日本銀行の業務の運営につきまして、大体的方針をどういふふうにとつていくかということを中心としまして、政策委員会というものがあつて、政策委員会というものがあつて、日本銀行の業務の運営とか、あるいは中央銀行としての日本銀行の機能及び他の金融機関との契約関係に関する基本的な問題につきまして、いろいろと日本銀行のやり方をきめて参るということがその任務になつておるわけでございます。

○野澤勝君 さような重大な委員会であれば、もちろん金融上の問題ないし展望などについても、委員会において審議されたことと思うのをごいいますか、日銀総裁山際君の見解は、かような審議会の議を経て発表されたものをごいいますか。

○政府委員(石田正君) 山際総裁が参議院の予算委員会においてなされましたことは、これはまあ国会のお呼び出しがありましてので参つたわけでございます。他面、山際総裁はまた日本銀行政策委員会の議長でもあるわけでございます。それから、委員会では二回は必ず開かれまして、諸般の問題を討議しておるわけでございます。山際総裁がお話になつたことは、日本銀行

政策委員もみんな同じ考えを持つておることを言われたのだらうと思つておる。

○野澤勝君 きよりの新聞に、大阪で自由党の川島幹事長が談話を発表いたしました。二四半期からは金融事情が好転するということを大膽に発表しておるのをごいいますか、それは自由党からいふようなものでございいますか、何か一脈の関連がありはせぬかと思つておる。というのは、ただいままで申し上げておられます山際君の予算委員会における見解、いわば引き締めの方針に對する結果が近いというのと裏表になつておるよに思ふのをごいいますか、日銀総裁は自由党の選挙政策のために見解を表明されたように非常な誤解を起しておるのです。実は大蔵大臣や日銀の総裁にここに来ていただいで、さようなことを聞きたいと思つて、ございいます。後日の機会に譲るといたしまして、銀行局長、あなたから、私のきよりの聞いたことに対し責任をもつて山際君と一萬田大臣にお伝えをお願いしたいと思つて、ありますから、あなたの見解として最初伺ひしておきましよう。

○政府委員(石田正君) 私は山際総裁がお考えになつておることは、こういふことだと思つておる。金融引き締めというものは、金融引き締め自体を目的としてやつておるわけではないので、経済が安定して発展していくというものを目的として金融引き締めというものがとられておるわけでございます。今の経済の段階というものは、経済が安定した基礎で成長していくところの問題といたしまして、物の需要と供給というものが、だんだんと均衡を回復する

るような段階になつてきておる。その意味におきまして、金融引き締めというものはまだ続ける必要があるのだ、しかしいつその金融引き締めというものが終わったか、しないであらうという段階になるかという問題は、これはなかなかむずかしい問題であつて、産業界の動きも関係いたしますし、金融家の心がまえにも関係いたしますし、また、事業の動きにも関係いたしますし、非常にむずかしい問題である。しかし、これはやはりそういう意味の調整を早くしなければならぬのであつて、金融をゆるめるとか何とかというのを仮想に言うことは、かえつてその調整をおくらせるということに相なつて、工合の悪い状況が長引きはせぬか、こういう意味で、じやしからば、一体全然見通しがいいのかというお話につきましては、大体もう今申しましたいろいろな要素がうまく動けば、だんだんと金融引き締めを必要とするところの事態はおさまつていくのではないかと、こういふように見られると思つておる。特に、第一四半期はこう推移する、第二四半期はこう推移するといふふうに予測することはなかなかむずかしいのであるといふふうに考へておられるのが山際総裁の御気持ではないか、かように私は聞いております。

○野澤勝君 そすると、きよりの川島幹事長が大阪においての二四半期は大丈夫だといふような談話は、どこにも根拠がないといふことにわれわれは考へてよろしいのですか。

○政府委員(石田正君) 大蔵省、日本銀行あるいは政府一般と申ししてもいいかと思つておりますが、金融引き

縮めが、でき得ればこの一―三月の間において終ることになれば非常にけっこうだといふふうにも思つてやつてきたわけでありまして、実際問題として、多少それがズレているというのが實際ではないか、こういふふうにも考へるわけでありまして、そういう点から申しまして、これはそのときになつてみなければ、ほんとうのことはわからないのであります。しかし相対効果が上つておる、大体趨勢は終る過程にある、近づきつつある、こういうことは、日本銀行も考へておるところでございますし、大蔵省も考へておるところでございます。時期をはつきりいつからどうといふことは、これはなかなかむずかしいと思つておる、だんだんと経済の調整がうまく行われるようになるであらうといふことは根拠があるのではないかと思つておるわけでございます。

○野澤勝君 そこで、石田局長、先日大蔵大臣と、需要供給の観点、特に国際収支、貿易政策を中心として一萬田大臣と質疑応答をかわしたのですが、最後に、大臣の展望は、考へ方は、非常に樂觀的だつた。今の国際情勢から見て私は大臣の認識は甘いといふことを例をあげて強く述べたのです。特に、三十一億五千万ドルの貿易目標は、非常に危殆である、といふのは、言うまでもなく、アメリカの経済事情から見て判断ができるのです。そこで、需要供給のバランスがとれるようになってきたといふ石田局長の考へ方、山際日銀総裁の見方、これはどこから割り出しているか、直観にさうなふうにも考へておられるならば、その根拠を示してほしい。

○政府委員(石田正君) お話は、国際収支の点におきまして、三十一億五千万ドルの輸出といふものは果して達成できるかどうか、それから、また、国際収支は一体均衡が回復し得るというふうにも考へておるかどうか、こういう御質問だろつと思つておる。三十一億五千万ドルといふことは、私はこれは非常に算定はむずかしい問題だと思つておる。と申しますのは、いろいろな物別にいろいろ入り繰りが起ると思つておる、それからまた輸出の方の問題でございますが、輸出価格がどういふふうに変動するかといふこととかね合でもございいます。ただ、三十二年の経緯、特に輸出の上におきましては、その点から考へて見れば、これは決してやさしい数字ではないけれども、努力次第によつては達成可能な数字といふことで、三十一億五千万ドルといふ数字ができておるのであります。それから、一体国際収支が均衡し得るかどうかといふことは、三十一億五千万ドルがうまくいくかいかないかといふ問題のほかに、輸入といふものの需要が一体どういふふうになるだらうかといふ問題があらはらしてつておるわけでございます。この方の問題につきましても、たとえば、輸入の需要が、何と申しますか、非常にふえるといふことに相なりますれば、輸出ができて、輸入の方が多くなるから、従つて国際収支のバランスがとれないではないかといふ問題がございいます。逆に、輸入の方が非常に低くなるということに相なりますれば、輸出の方が所期の通りいかなくとも、国際収支のバランスがとれるといふ面もあると思つておる。そこで、輸入につきましても価格の問題があるのであります。国際収

○野溝勝君 石田君。ぎつゝ

○政府委員（石田正君）

○野溝勝君　まあその問題について

次に、国内に

○政府委員（石田正君）

その点から申しまして、

[illegible]

○野溝勝君 貸し出し六千億

にして解決していくかという

あろうと思いますし、日本銀

○野溝勝君　だから、実際あな

億も貸し出しをしてゐる。まゝ

100

○野溝勝君 先ほどの三十一億五千万

の中堅官僚ともいふべき若き官僚にそ

ま一応お聞きしておきたい、かように思うのでございますので、さよう御了承を願つて、この点に対してはまた後日に譲ります。

次に、お伺いしたいことは、銀行当局はすいぶん銀行に対し検査並びに監督をされておるようでございますが、一体監督のやり方についてこの際お承りいたしておきたいと思ひます。もちろん銀行法に基いた検査をやつておられるのでございますが、われわれしろうとはよくわからぬのでございすから、この際承つておきたいと思ひます。

○政府委員(石田正吉) 銀行につきましては、これは人員、予算の關係もございすので、なかなか思うにまかせないでございすけれども、しかし銀行につきましても大体二年に一遍くらい割合で検査をいたしまして、そうして検査いたしました上におきまして、銀行業務の運営なり、あるいは貸し出しのやり方なり、あるいは預金の取り方につきまして、工合の悪いところがありますれば、それを検査官から口頭でもって自製方を要求いたします。またあとにおきまして、書面によりまして示達書というのを出しまして、不備事項、あるいは適當でないものにつきまして是正をいたしますように要望をいたしておる次第でございます。

○野澤勝君 金融問題が重大なる影響を及ぼすことについてはよく承知しております。ですから私は無理に波瀾を起す、あるいは財界を混乱するといふような意味でこれから質問しようとするのではないのでございす。この点を十分当局におきましては含んでいただ

いて、率直に御答弁願ひたいと思ひます。

政府は貯金奨励に努力されておるまい。半分にもいかないという状態では、その結果が思うようにはいかない。政府自身も弱つておると思うので、しかしこれはどういふ点でございましては調べたことがあつたか。この貯金目標がなぜ達成しないかという具体的な事実をつかみましたが。

○政府委員(石田正吉) この貯蓄の問題につきましては、御承知の通り毎年貯蓄目標額を設定いたしまして、そしてまあそれを達成すべく努力をいたしておるわけでございます。私きょう手元にその数字を持つて参りませんので、はつきりした数字で申し上げられませんが、これは非常に遺憾でございます。また御要求がございすれば、目標と達成額を各年度につきましてお手元に資料として差し上げてよろしいかと思つております。大体年度によりまして多少違つた傾向を持つております。ある年におきましては目標額を達成できないこともございすし、ある年におきましては目標額をオーバーすることもあるわけでございます。おそれなく野澤先生のお話は昭和三十三年度の貯蓄目標が一兆四千億であつたのに対して、一兆一千二百億か三億億くらいしかできない、非常に目標と実績との間に差があるのではないか、その原因は何なんだ、こういうお尋ねではないかと思ひます。昭和三十三年度の貯蓄目標を作成いたしました経緯におきましては、大体一兆三千億くらいのことであつたらどうであらうかという考え方もあるようござい

すが、御承知の通りに、昭和三十一年度におきましては、非常に景気がいい、神武景気という話もございまして、実際の実績が、三十一年度の目標をきめる前に一兆三千億をこしてしまつたというふうなこともありまして、一兆四千億というふうな数字をとつたわけでございます。その後その年度がアタリトいたしました。先ほど来お話がございまして、金融引き締めといふことを強行することに相なりまして、すつかり基本的な情勢が突つてきてしまつたわけでございます。その結果といたしまして、昭和三十一年度におきましては、貯蓄の実績が非常に目標額を下回るような結果になつたわけでございます。これは一般的な問題でございす、特に特徴的な点と申しますか、その点から申しますと、貯蓄性の預金といふものは割合に着実に伸びておるわけでありまして、ところが営業性の預金、当座預金その他営業性の預金が、特に大都市銀行を中心といたしまして伸び悩んだということに根本的な原因があるか、かように考へておる次第でございます。

○野澤勝君 私の貯蓄成績が芳ばしくはないといふことは、国民生活にゆとりがないといふふうにとつておるのであります。国民生活にゆとりがあれば貯金の成績というものは上ると思ひます。そういう点におきましては、今の政治全体が国民生活の安定を期しておらないからだと思ひます。ここに大きな欠陥があると思ひます。それは部分的にはいろいろ見方があると思ひます。今石田局長がお話しになつたような点も確かにその一つだと思ひます。しかし、何としてもなけりや貯金ができないので

す。そうかと思つと、大きな資本家などにはありますけれども、この大きな資本家は見せ金だけの貯金でありまして、すぐそれを五倍にも、十倍にもないしは百倍にもしてまた融資を受ける、すなわち借り入れ入るということに使うためにするだけであつて、ほんとうの貯金といふものは、特に長期にわたる貯金といふものは多くは大衆の資金だと思ひます。そういう点について、むしろ国民生活を安定せしめるといふ政治が誤まつておるから、この貯蓄目標などは思うようにはいかぬと解釈しております。その点については、あなたの見解もその一つだが、私の見解の方が真理があると思ひます。この点について一つお考え願ひたいと思ひます。国民が貯蓄をしたと思ひまして、銀行に預金をした場合は金利が安いいといふこと、それからいま一つは、自分たちの預金、貯蓄をした資金といふものが不正に融資をされておる。いわば、銀行の重役ないしは支店長らの關係においてやみ取りされ特殊な方面に融資されておるといふおそれもある。その貯蓄に影響しておる場合もある。その貯蓄に影射しておる場合もある。事実はどうですか。かようなことは事実はどうですか。この点に対する見解はいかがですか。

○政府委員(石田正吉) 大体貯蓄の奨励をいたしますときに、大臣もよく申されるのでありますが、それからまた、貯蓄といふものは役所が無理や々に貯金せよといふものでない、やはり自発的な形でしていただく方がよいと思ひます。ですから、御承知の通り、貯蓄奨励委員会といふものを設けておるのでありますが、こちらの希望と

いたしましては、通貨の価値を安定してもらふといふことが第一の条件である、それからまた、預けた先の預金が無心配ないといふのがその次に大きな問題であるといふふうに言われておるのであります。その通りであらうと思ひのであります。われわれといたしましてはできる限り金融機関につきまして監督をいたしまして、それからまた銀行の経営者の考え方と申しますか、心がまえといふ点も、そういう点よく認識してやつていただくように、できるだけその努めるべきものであるといふふうに思ひます。それで、微力でおしかりを受けるかも知れませんが、気持をいたしまして、また、実行問題といたしまして、そういうふうな努力をいたしております次第でございます。

○野澤勝君 三月二十四日の新聞でございすが、一々新聞に出たことを別に取り上げて問題にするわけではございせんが、銀行に対してはオーバーローンで警告を発し、一般の人民に対しては金融の引き締めで苦しみ、中小商人ないしは一般庶民階級は金融の恩恵に浴さないで困つておるときに、何を商売やつておるかわけのわからぬ婦人に、別に婦人だといつて、これを差別するわけではございせんが、事業をしていない凡つきの一婦人に対して十二億もの融資をするといふことは、これは想像のつかないところでございます。いやしくも金融業者でございする千葉銀行が、かような金融をやつたということが新聞に出ておるのでございすが、この間の事情はいかがであつたか。

○政府委員(石田正吉) 具体的な数字をもつてお答えすることは遠慮していただきたいと思ひますのでござい

○政府委員(石田正君) 具体的な数字をもって申し上げることは差し控えた
いと思いますけれども、その数字はあ
まり違っておらぬというふうに申し上
げてもいいと思います。

行につきましては、特に念を入れて検査もし、それからその後の処置につきまして多少違つたことをする必要があるのでないかというふうに想つておるわけでございます。この銀行の検

わしくない債権の中で大口のものにつ
きましては、現在個別の整理状況を毎
月報告させまして、現状を把握するよ
うに努めますと同時に、整理回収につ
いてできるだけ指導を行なつておる

すが、大口貸し出しに対して嚴重な注意を發したと言ふけれども、十二億という金は莫大の金ではないか。一体こういう莫大の融資をするまでに當局がわからなんでしょうか、昨年以

女性に坂内女史のところに三億五千万円、ほかにも千葉銀行は融資しておるのです。銀行当局はそういうことは聞きませんが、知らなかったですみすか。また一片の示達くらいで銀

行局当局はなおざりにしておくといいことは、どうもおそろしい手落ちではないかと思うのです。いかがですか。

○政府委員(石田正憲) これは銀行を自身といたしまして、その貸付金についてはまあ独自の見解を持つておるわけでありまして、銀行経営者といったしは金は金、これはこういう種類の貸付であつて、こういうふうにして貸付の回収は可能であるというふうなことを申しておるわけでありまして、われわれといたしましては、野澤先生のお話のような点も、これは疑問に思ひますので、役所としては役所の見解に従ひまして注意を申しておつた、こういうこととさせていただきます。

○野澤勝君 昨年第一相互銀行が不正融資を起しまして、政府当局はこの立て直しのために傘下にある相互銀行を動員いたしました、数十億を出資せしめ、その立て直しに努力されておるといふことを聞いておりますが、結局この数十億を出して立て直しをしたといふことは、それだけ資金量が焦げついたわけですから、凍結したわけですね。庶民大衆はいい迷惑をした。そして年末における金融がそれだけ凍結したようなものでありますから、年末資金に事欠いた、迷惑をこうむつたのは中小企業であつたと思ひます。ところが今回の千葉銀行は問題をたびたび起している、普通銀行の特別銀行の区別の要なし、普通銀行の千葉銀行は昨年問題を起こしておつたこの銀行が、幾ら大蔵省銀行局が調査をした、嚴重に注意をしたといつても、今日半年足らずにかような問題を起こして検査当局の手入れになるといふようなことは、まことに遺憾であつてひとり

千葉銀行の問題でなく、全金融界の事件であつて、当局の手ぬるさといひますか、あまりにもだらしないといひざるを得ない。この点は非常に遺憾だと思ひます。私はこれ以上言つてみても、まるで被告の尋問をするような……検査当局じやありませんから、これ以上は省略いたしますが、日本の金融政策といふものに対して国民の気持といふものは不安になつてくると思ひます。特に金融の引締めをやつて、行き詰まつておるでしよう。中小企業の諸君などは、声を高くして大蔵委員会での問題をとり上げてくれなかつたのは何事ぞと、憤慨してゐるのです。中小企業者の諸君に、われわれ委員会も真剣になつて勉強してござりますよといふところは見せなければならぬわけですね。特に聞きにくいようなこととございまして、金融界を明朗にかつ平等にという立場から銀行局長にお尋ねしたのであります。この後一体どうしようとするのでござりますか、ただ検査当局の結果を待つて乗り出そうといふのですか。

○政府委員(石田正憲) お話の点につきましては、まず私は介解する意思を持つておられますので、まことに申しわけのない事件が起きたといふふうに思つております。それからどう処置するかという問題でございまして、これはまあこの銀行の全体の状況をわれわれは見えておるわけでございます。で、個々の案件につきまして、先ほど申し上げましたような場合に、この銀行の当事者をしてできるだけさういふ適正でないところの貸出につきましては、回収をやつてもらふような場合に指導をするといふことがわれわれのできることとさせていただきますので、その点を

できるだけやつて参りたい、かように思つておる次第でございます。

○野澤勝君 銀行の中には、千葉銀行事件を機会に、遂には大蔵当局はこれをいへえにして、今度は銀行の監督を強化して、行き過ぎた官僚統制みたになつてきてどうも困るから、お手をやわらかに頼みますといふような意見を吐いておるものもあるし、かようなことを野放しにされておるといふところの銀行も同じように見られたんじや困るからと、こういう意見もあります。この間行政庁としては非常にめんどうなことだと思ひます。さつぱらばらんにいつて、しかしこれは預金者初め、中小企業者といつたしましては、金融の恩恵に浴さない諸君は非常に興奮してゐます。千葉銀行といへば融資を一婦人に十二億も金を出す。われわれ庶民金融に対しては相手にもしない、こういうふうなことを聞くのです。この事件が一片の注意とか通達というふうなことでなくて、この際、むしろ積極的に銀行当局に対し、社会の批判を解決一掃する措置をとつてほしい、同時にまた普通銀行側としても、預金者初め、一応国民大衆に説明といひますか、考へ方を述べることが、この間の誤解を一掃し、よいことになりはせぬかと思ひます。むしろ私はさうなことは公共性をもつて金融上の問題ですから、それはその発表の仕方もあるから、重んじてございまして、新聞に出た以上は、これはもう何とも隠すといふことはできないのですし、うやむやにすまふことはよくないと思ひますから、発表の仕方はなかなか重大だと思ひますから、その簡単にいふまいと思ひますが、一般の国民大衆が、金融の引

締め、枯渇で苦んでゐるだけに、憤激しておる際でございますから、至急銀行協会でも話をされて、ないしは政府独自の見解でもよろしくいひたいと思ひます。この点いかがでございますか。

○政府委員(石田正憲) これは、私は銀行の経営がうまくいふといふことは、やはり銀行自身自身がほんとうによくするといふ気がまをさつていただくと、それが根本だと思ひます。私もなつたばかりでございますが、地方銀行協会といふのが、まあ毎月例会があるわけでありまして、そこに参りまして、特に皆さん方にさういふ点につきまして、銀行経営の健全化及びそれだけではない、社会的な見地からいいたしまして、公益的な性質を持つ金融機関のあり方といふものをよく幹部の人が心得てやつてもらふなければ困るといふことを申しておるわけでございます。

○野澤勝君 きようはこの程度で後日に譲ります。

○山本米治君 私は一、二年前まで参議院議員であつた人から依頼の伝言を受けて質問するのですが、ごく簡単な質問なんです。広島県の福山市で

市金庫の指定をめぐつて広島銀行と中国銀行が猛烈な競争をしておるといふのですが、その事実を御承知ですか、どうでしようか。

○説明員(塩谷忠男君) お答えいたします。ごく最近に至りましてその事実を知つたわけでございます。

○山本米治君 これは銀行同志競争するといふことはあることで、それ自体も一つの問題なんです。そのために一般の銀行利用者が非常に迷惑をこうむつておるといふ、こういうわけなんです。というのは、銀行に行つても、銀行の幹部がほとんど出払つて、いない。融資その他の話をするのに、幹部が不在で、話がでぬといふような状況ださうです。これは私自身が調べたわけじやないから知りませんが、私はその前の参議院議員であつた人を信用しておるものだから、その人からの間接の話でさういふふうに思つておるのです。こういうことだと非常に一般利用者も困るし、まあ困るところなんです。最近この競争の事実を調べられたといふが、どの程度御承知なのか。また今のようなくさんの利用者に対して迷惑をかけておるといふことについて、どの程度情報を得ておられますか、お伺いします。

○説明員(塩谷忠男君) 私どもが知りました事実はごく簡単なことでございまして、福山市の市金庫の問題で、従来のやり方をこの四月から変える。それにつきまして、地元二行の間に市金庫の何といひますか、自分の方にしつてもらいたい、さういふ意味合いの話がうまくついていないといふこととございまして、この問題は現地の問題でございますし、かつ市当局と銀行相互

を嚴重にやるのは当然のことと思うのですが、これからおやりになるというので、実は私は驚いたわけであります。が、日本の役所のセクシヨナリズムというものが——日銀の方は支店もたくさん持つており、いろいろな人手もあるのですから、それが今まで全然連絡がなかったということは、それを聞いて

て、私ども実は驚いたわけなんです。あります。まあ今さら仕方がありませんが、そういうことはすみやかに、これから相談をしていくというよりなことではない、おやりになるべきだと思ふのであります。私は、先ほど申しましたように、非常な公共性を持ち、特に貯蓄奨励その他から考えても、非常な責任のある仕事で、やはり国として考えなくちゃいかぬ問題がある。ところが、人手が足りない、予算が足りない、これは実にごもつともだと思ふのですが、あまり人手が足り過ぎて、つまらぬ監査をやられても困るのです。しかし、一番私は、ジャの道はへびなんです。急所というのは大体おわかりになると思ふのです。そういう点は、もう少し私は——存外つまらぬところは人手も多くやつて、ずいぶん、役所の方で調べをして、迷惑をしておることもあるのですが、今、野澤委員のお話を伺つて、しろうとの私としては実に驚いたのですが、実はそういうふうな、いつまでも驚かしておらないで、今のお話のごときは、とつくにも行われておつたと思つておつたのですが、これからということなんで、一つすみやかに緊密な連絡をとつて、社会に不安を与えないように善処せられるように、特にこれは希望しておきます。

○平林剛君 私は先般、酒税法からんで、ビール製造業者に関する疑問を發しておきました。私の疑問とするのは、ビール会社が、二月分の酒税について、その申告を行う場合に、約二〇％の脱税を行なつてゐるのではないかと、いう疑いがあります。しかも、それだけではないで、その脱税と思わしきもの

のについて、国税局の方から指示がいつてゐるのではないかと、いう疑いについて、質問を留保いたしておきました。本日は、それを、その事実を確かめるために、長官あるいは関係者にお尋ねをいたします。

そこで、まず最初に、先般要求しておきましたビール会社別の庫出石数、それから二月分の課税石数、この二つについて、資料の要求をいたしておきました。プリントにされたものがお出されておるようでありますが、一応、私の留保した質問、要求した資料について、国税局の方から御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(泉美之松君) お手元に二枚の資料をお配りいたしてあります。一つは、「昭和三十三年二月分ビール移出石数の概数及びこれに対する課税見込高表」というのでございまして、これは移出石数についての統計を申し上げる際に、御説明申し上げておきたいのでございまして、現在、私どもの方で、課税移出石数の統計を集めるときには、ある月分におきます課税移出石数、翌月の十日までに、税務署に酒類製造者から申告させまして、その報告を局で集計いたしまして、その月の移出をいたしました月から申しますと、翌月の末日までに報告をするというところになつておるわけでございますが、酒類行政の必要上から、できるだけ早く前月分の移出高を知りたいというところをいたしまして、ある月分の移出課税高というものを、申告書の出ない前に、国税庁に報告を求めることになつております。それを移出石数概数と申しておるわけでございますが、その概数の数字が、お手元にありますよ

うに、東京国税局で三万五千四百二石というところで、各局集計いたしまして、十萬二千九百四十九石ということになつておりました。これを先月の十二、三日ごろ発表いたしました次第でございます。同時に、その右の方にあります課税見込高は、その際に、この概数に基づきまして見込まれます課税見込高二十億五千八百五十二千円というものを、そこにお示ししておるわけでございます。それから、なお、つけ加えて申し上げますと、ビールの税率は、石二万円でございまして、十萬石に二万円をかけた金額になるべきところでありまして、特殊用途酒類というものが若干ございまして、この方の税率は三割方軽減されておりますので、〔委員長退席、理事木内四郎君着席〕

その間、二万石を乗じた金額と若干の差異を来しております。

それから、いま一つの方の資料の「昭和三十三年二月分、会社別ビール移出概数石数」と申します表の方は、実はこれは私どもの方の国税庁には、この報告が参りませんで、会社別の報告は、実は麦酒協会からつた資料でございます。これによりまして、日本麦酒が二萬七千四百六十六石、朝日麦酒が三萬一千六百二十五石、麒麟麦酒が四萬三千四百五十九石、宝酒造が三萬九千九百石、合せて十萬二千九百四十九石ということになつております。

その右の方の課税石数十萬三千二百十六石とありますのは、これは先ほど申し上げましたように、二月の移出高につきまして、三月十日までに申告が出ます。その申告が、三月の末日までに国税庁に報告されるという関係からい

たしまして、末日と申ししても、どうしても二、三日、郵便の関係でよくれるわけでございますが、ただいままで集まりました各局のもの、集まりましたものは、電話で照会いたしまして、合計だけ、やつとわかりましたので、ここに記載しておるわけでございます。が、概数の石数とは若干差異がございます。

○平林剛君 大体、日本麦酒、朝日麦酒、麒麟麦酒、宝酒造の概数石数はわかりました。が、課税石数がわからない。あなたは、三月の末日になればわかるかと言いますが、三月十日までに申告をせねばならぬわけでしょう、その申告した石数をお知らせ下さい。今回私が問題にしようとするのはその申告石数から出ているのですから、申告石数はつきり示してもらいたい。

○説明員(泉美之松君) 先ほど申し上げましたように、私の方には会社別の申告石数は参りませんので、国税局別の申告石数が参つておりません。従つて今申し上げました十萬三千二百十六石というのが申告石数の合計額でございます。

○平林剛君 それはいいけません。あなた、三月十日までに各ビール会社は各税務署に対して申告をするわけですか。あなたの方はそれを二十日までに全国的に統合して、そして大体幾らあるかというこの調査統計ができるわけですか。三月二十日の朝日新聞の酒の売れゆき不振、特にビールはがた落ちとして報道されておるわけですか。

だから日本麦酒、朝日麦酒、麒麟麦酒、宝酒造別に申告の石数がわからないうことはありません。それで国税庁長官その点を明らかにしてもら

いたい。それで私はこれはきょうはつきりさせない、これから質問をするように、また新しい疑惑を生みますから、その責任においてもあなたたはきょうはつきりさせておいてもらいたい。

○政府委員(北島武雄君) 今この統計のやり方を聞きますと、移出概数石数はこれは麦酒協会からつたものだそうです。それで各国税局から国税庁が徴してあります課税石数は会社別ではなく、局別にやつておられますので、正確なところのこの内訳がたまたまわからないということでありまして、しかし全体をごらんいただきますれば、移出概数石数と、課税石数と若干の食い違いがございますが、大した食い違いではありません。おそらくこの程度の差で各会社別になつてゐると思ひます。決してこちらでもつて操作してどうこうということではありせんから、その点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○平林剛君 ここでも疑問を感じるのは、酒税の取扱いはそんなに皆さんにやつておるのかという疑問です。酒税法に基づいてこれらの庫出し等については各会社へ行けばちゃんと押えることができるのです。具体的な例を言えは、税務署で言へば、川口、隅田、目黒、それぞれ税務署に行けば、それぞれビール会社の石数、庫出石数というのは押えられるはずですね。それを今回大蔵委員会に提出する資料に会社で集めたやつを出したということ、私はどうも国税庁の調べというものは疑問に感ずる、これはよろごさん。よろごさんですが、課税石数はそれでは今の長官の御説明によると、それぞれ移出概数石数に二倍する、大体これは一

○平林團君　くどいようですが、東京国税局では昭和三十三年二月分のビール移出石数は三万五千四百二石となっており、関東信越では八千四百二名、大阪では三万二千四百九十六石、それぞれ各国税局の調べはわかるわけですが、この内訳は結局この四社によつての合計でしょう。しかば逆からいへば、東京では日本麦酒が幾ら、朝日が幾ら、麒麟が幾ら、宝が幾らとい

ろでいたしておりますが、御指摘の点
ごもっともと思います。ただいま課税
石数につきましては、も会社の内訳を至急
調査して提出いたします。ただ私先般
平林先生の御質問を伺っております
で、私、実はまことにうかつながら二
月分のビールの台数が非常に減つてい
るといので、私自身実はまことに申
しわけない次第でございますが、その
ときに発見いたしましたので、さてどうい

もつと早く、一カ月早く報告を見たい
ということからいたしまして、ある月
の移出が済みますと、翌月の二、三日
ごろ各税務署から各酒類製造業者に電
話いたしまして前月分の移出石数はど
の程度になつておるかということを電
話で報告を求めまして、それを集計い
たしまして国税局に報告し、国税局が
さらにそれを集計いたしまして、各清
酒、特級、一級、二級、合成の一級、

じないようになければいけない。世間に発表したいしておりますのは概数であります。が、国税庁の統計として今後残りますものは確数の方でございます。ので、概数と確数との間にそんなに開きがありましては困るということを開きがある者にして、そういうことを事務担当者にして、その点について、各国税局に指示するようということにいたしましたのでございます。ところが事務担当者の方で、その点について、

○平林剛君 国税庁長官が早速調べて資料を提出するという期日を私、指定をいたします。できればきょう、できなければあしたまで、至急に提出を願いたい。これが遅れることは新らしい誤解を生みます。それですから、私の手元あるいは委員会に対して

〔理事本内四郎君退席、委員長着席〕

必ずきょうかあしたの間に提出をして
もらいたい。

○説明員(泉美之松君) 税務署まで照会しなければなりませんので、きょうは一つごかんべんください、あしたぐらいに提出するようお願いいたします。

○平林剛君 あしたでもそれはよろしい。

そこで、私今御説明を聞いてわかったわけでありますが、国税庁は結局、私の地蔵耳ではないけれども、麦酒協会に對して、あるいは出先の税務署に對して、あとで誤解をされたという言いわけはつきましたけれども、一八%については概数から引く、あるいは申告の数から引くといったのか、それはあとから確めますけれども、とにかくそういうふうな指示をなされたという事実は認めますね。

○説明員（泉美之松君） 遺憾ながらその事実のあることは認めます。

○平林剛君 あなたはそのときの指示は誰におやりになりました。そしてその内容はどのような指示をなさいましたか。

○説明員（泉美之松君） 私が指示をしたのは、先ほど申し上げましたように、概数と確数との差がないようにと、いうことを指示しただけでございます。あと一八%云々は事務担当者で誤解をいたしましたして連絡いたしましたわけでございます。

○平林剛君 私の承知しているところでは、これは酒税については非常に厳格な調査と、そしてかなり複雑な経緯を経て、そして取扱いについてもかなりこまかくやっていると承知しているのです。しかるにその取扱

いをビール会社が間違えて、毎月十五日までにする申告を、一八%減らすな

んといふことは考えられないことですよ。いいですか。ビール会社が二分分のの庫出し数、あるいはそれを実際に今度課税の対象として申告する場合に、その税の方の、課税の最も大事な基礎となる申告書を、一八%減らして持つてくるなんといふことは考えられないことです。もしそれがあつたら故意の脱税行為ですよ。かりに二分分を例にとりますといふと、十万二千九百四十九石が概数でありますから金額にすると二十億円違ひます。二十億円をその月納めるべきものを翌月に回す場合場合に、これはその金のやり繰りだけにおいても、そこには何らかの不正があるのではないか。あるいはそうでなくとも、相当な脱税行為になるではないかかという疑問がすぐさま浮んでくるわけであります。ですから電話指示にいたしましたも、私はビール会社がこれを間違えて、確定申告を一八%なり二〇%なり落してくるなんといふことは考えられない。いわんやこの四社のうち一社はすでに出してあつて、あわててそれを引つ込めて、あらためて申告し直すなんといふことは、想像もできないようなことです。しかしそれは現実に行われたのです。

数と確数に毎月相違のあるという、こういうお話であります。なるほど私の

手元にある資料から見ると、三十二年度における四社会計の概数と、確数との間にはそれぞれの月において若干ずつの相違が出ることは事実です。今、閣下税部長が御説明になったように、三十二年三月から三十三年二月までの統計

をとりますと、一万二千百四十四石の差が出ていることは事実ですが、しか

し概數の石數から見ても、確數の石數から見ても、この一万二千四百四十四といふものは、どう計算しても一八%という數字が出てこないのだね。いいですか。あなたは確數と概數との違いがあるからそれを直すようにせなはればいいかんというお話は、またあとで

確めるにしても、一応それをうのみに聞いてみて、じゃあその概数なり確数から、一万二千四百四十有というものを結びつけて見たけれども、一八%減らして申告しなさいというようなどとは、どういふ計算で出てくるのか。私はこの一八%の根拠というものは少しもわからない。電話をなされたときには、一八%の根拠はどこに求めたのですか。一八%をとにかく概数ならいいでよい。概数から減らして申生

しなさいというその数字はどこから出てきたのですか。私はここに重大な懸

入％あるというような論議がなされ
おって、その後に国税局に電話連絡

した際に、その未納税移出の一八%というようなことが頭にあった関係で事務担当者が、それじやとれぐらしいのですかということを国税局からわれたときには、一八%引いておけないんじゃないかというような指示いたしましたというように承知いたしました。

ります。

○平林剛君　そりすると、あなたはたかも末端の税務署の人が聞き間違えて、そして聞き間違えたというから、それを誤解して確数の方から一八％引のような指示をしてしまった。あたかも末端機橋の税務署長か税務係長の責であるかのようにお話になっておるけでありますが、末端の職員はそんなふうにずさんなのですか。

○説明員(泉美之松君)　末端の職員

間違えたとは申したものではございません。国税庁の方に間違えた責任があ

のでございます。

○平林剛君　まあそうですけれども、あなた今のお答えだとすると、下僚者に責任があるかのようにおっしゃるから、私は国税当局の責任を追及しているのです。その点は間違えないで、れからも質問に答えてもらいたい。ここで数字でお答え願いますが、あなたの指示は、そのうち、このうち、

とになりますか。三十三年二月の概
石数は十万二千九百四十九石であ
た。そこでそれよりも一八%引いたも
で申告をしなさいという電話をなさ
たのですか。そのところをもう一
重ねてお尋ねしますが、それとも十
二千九百四十九石が四社の概数石
で、従来未納税の石数が一八%程度あ

たから、だから申告のとき何をせ
いうのです。このところ私はちつ

発表した数字で、移出概数石数を資料として出したり何かしておりますが、国税局は一々帳簿を点検しないのですか。それからこの概数と確数はどうしてこんなふうな違いが毎月出てきて、トータルとして一万二千四百四十石の違いが出てくるのですか。

○説明員(泉美之松君) 先ほどの協会から求めたものは会社別の数字がわからなかったもので、便宜協会から求めただけでございます。私どもの方は各税務署から国税局に報告が集まりまして、それを国税局の方に集計いたしまして、毎月の概数を発表いたしております。また確数の方を集計して統計に出しておるわけでございます。別にずさんにおつておるつもりはないのでございませう。ただ概数と確数との間にこのように差異があるのはどういふわけかと申しますと、一つは戻し税というのがございませう。一たん市場に出ましたけれども、売れませんでしたために戻つて参ります。戻つて参りましたものにつきましては、すでに庫から出ましたときに課税されております。従つて酒税法の規定に基きまして、その戻つた酒に對する税金は戻つた月の翌月の課税高から差し引くことになっております。そこで確数の方では戻し税の数字に相當する分がこれだけ少くなつていくことになるわけでございます。ただ平林委員のお尋ねにつきまして、私自身も非常に疑念を持っておる次第でございますが、戻し税だけで果してこれだけの差が出るかどうかということにつきましては、私も間税部長になりましてまだ間がありませんので、はなはだ申しわけないのでございますが、今日までかような事態になるということを

知っておりませんので、早速国税庁の職員をして、どうしてこういう概数と確数の差が出るかというのを調査いたさせたい、かように考えておるわけでございます。

○平林剛君 私はもうききょうの御答弁でも、まことに疑問百出で、この点は今の差石数の問題といい、電話指示の問題といい、国税庁長官、あなたは非常にこの点は監督不行届ですよ。いづれにいたしまして、電話の間違いであらうが、あなたのききょうの釈明であらうが、事実上はそれぞれのビール会社が二月份の申告を一八%ずつ減らして申告したということは事実です。そうすると、私に言わせれば、これをもし議會で問題にならなかつたならば、二十億円の税額が翌月に持ち越され、二十億円の金を翌月に持ち越すということは、もつと大きくいへば、大資本であるビール会社にこういうような恩典を与えてしまふという批判を受けてもやむを得ないことになるわけですね。私は効率表、標準率表でいろいろ七十何万以下の所得者に対しては税務当局の徴税のやり方は過酷過ぎないかというのを言いましたけれども、これに反して、このようなビール会社に對しては、間違ひであらうが何であらうが、それにも一つ疑問があるようなことで、結局確定の申告については一八%減でやらした。幸いにして私も指摘によつてこれは是正せられるのであります。特に繰越金を控えている前に、その裏に何かあるなという誤解を受けても一言の弁解もできないような問題であります。

は麦酒協会と懇談をなさつた事実があらう。麦酒協会と国税局のただか知りません。このことに関して何か談合なさつた事実がございませう。

○説明員(泉美之松君) 先ほど二十万石、二十億円というお話がございましたが、先ほど申し上げましたように、十萬二千九百四十九石というのは一八%引いた額でございます。その一八%相當額は、この数字から還元してみますと、二万石という程度になるわけでございます。二十億ではなくて四億ということになります。しかし、いづれにいたしまして、四億の金額がかような状態になつたということは重大に感じておるわけでございます。(そんな答弁あるか。二十億ならだめだが四億ならいいというふうな話があるかね。と呼ぶ者あり) いろいろは申しておりません。恐縮に存じておるわけでございます。

すが、酒税法という法律がございまして、酒税法の第五十五条には「左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。一、さ偽その他不正の行為によつて酒税を免れ、又は免れようとした者。二、さ偽その他不正の行為によつて第三十条第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者。」「前項の犯罪に係る酒類に對する酒税又は還付金相當額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相當額の十倍以下とすることができる。」とある。これにかりに該当するすれば、四億であれば十倍として四十億の罰金を課しなければならぬ。もし、かりに第五十六条の適用をすれば、やはり一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。と、それぞれ酒税法にはこのようにそれが国民の税収にかかわるものだけに、かなり厳格な罰則規定が設けられておるわけでありませう。今回のやつは聞き間違ひ、あるいは指導違ひ、どうか、そこは先ほどの点ではない。いろいろに考えられるのでありますが、事實は間違ひで申したことにしても、申告をなされた方の会社の方は承知していただけない。こういうことについては一体どの法律の適用があるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 私は全く部内の仕事のやり方につきまして、ただいまのような御指摘を受けましたことをまことに申しわけなく存じます。これは私の監督の不行き届きのいたすところでございます。ただ、私は、間税部長より詳細話を聞きましたが、結局、はなはだ残念ではございますが、部内の専担者の誤解に基きまして、そうして

誤つた申告の指導をしたわけでございます。従ひまして、私は、これは会社に對してどういふことはできないものかと考えております。私の方の国税庁の、たとへば誤つたしろ、指導いたしまして、ビール会社はとにかくその二月份の申告は、それだけ減らすべきものだ、こう思つて、あとの三月において申告すべきものだ、こう考えたものでございまして、これは私は会社には責任はない。少くとも罰則を適用するのは非常に過酷であると考えます。もつぱら国税庁の部内の監督の不行き届き、それは一に私の監督の不行き届き、こう考えるわけでございます。

○平林剛君 こんなことを普通の会社が行なつた場合には、これは厳格に五十五条の適用なり五十六条の適用をして、場合によつては免許取り消しまでいかなければならぬ問題です。ビール会社四社それぞれやつたので、免許取り消しをすれば、ビールが飲めなくなるからまた別な困つた問題が起きますが、しかし、これは重大な問題です。いんや、これは国税庁がとにかくいづれにしても電話なり何なりの指導によつて行われたというより、これは私も少しは許しがたい性格を有するものである。この取扱ひについて、もちろんあなたの方は是正なりしなければならぬのですけれども、文書でおやりになりましたか。もう口頭でおやりになりましたか。こういう問題をおやりになりましたか。こういう問題をおやりになりましたか。国稅庁が從來——間税部長も新任真近かであつたというところ、多少同情してもよろしいけれども、この概数と確数との差があるようなことだと気がついて、それを直

そうとすることはいいかもしれない。いいかもしれないが、それを文書でやらないで電話でやるということに重大な誤解を生む最大の原因があります。今回、これを是正なさるときには、一体電話でやるのですか。文書でやるのですか。

○政府委員（北島武雄君） 昨日、とりあえず関税課より関係各国税局に對しまして、電話で指示いたしましたのでございますが、得てして電話でいたしますと、また間違ひがございます。直ちに私の名前をもちまして、文書でもって指示いたします。

○平林剛君 きよらは、私はこの問題点を指摘しまして、国税当局に嚴重に反省を求め、これの解決に當つては、いやすくも国民全般から誤解を生まないような措置をすることが最大の責任をとる方法である、こう考へております。私もきよらは全部については言わなかつたのですよ。言わなかつたけれども、今後の国税当局のやり方を見ておりますから、どうか一つ、いやすくも批判を受けないような方法をもつて解決をすることを要求をいたしておきます。

○栗山眞夫君 私は、今、平林委員の質問を伺っていて、国税庁の態度というものに非常に割り切れないものを持つのですがね。この点についてお答えを願いたいと思うのですが、平林委員は、このことを心配されて、もう数日前の委員会から国税庁に調査を依頼しておられたのです。一番最初、平林委員が委員会でも正式に国税庁に依頼されたのはいつでしたか、日にちは。

○政府委員(北島武雄君) 三月三十一日の税法審議の、たしか午後四時ごろだったと思います。

○粟山夏夫君 きよりはもう三日です
ね。相当目にちがはね。そのの
間、先ほどの国税庁なり關稅部長の御
答弁の中に、移出石数と課税石数とは
大した違いがありません、という言葉
がありました。そういうこともあつた
でしょう。それからもう一つは、現地

の税務署について調べるのが困難だから、麦酒協会から資料を求めて、メーカー別の表を作りましたと、こういふ二つのお答えがありました。このことは、問題がきわめて明確なことは、あなた方が御承知です。もう役所へ歸つてびたつときたと思うのであります。きておりながら、平林君の資料に誠実に答えるのには十分の私時間的余裕があったと思うが、その努力をどうしてされなかつたか、これが重大な第二の疑問だと思ふんです。どうしてしなかつたのか。なぜかと言へば、今、問題がここまで進んできて、それでさらに資料を要求されたときは、きよりは間に合わないけれども、あすは間に合うとおつしやつた。それくらいやろうと思へばできることを、三十一日から三日の間にいってなぜおやりにならなかつたか。この点に対して私は重大なる疑問を持つんです。これに
お答えを願いたい。

ました。けさになりましたは間に合いましたので、やむを得ず、きょう交酒協会の方から報告を求めたわけでございます、私の平林委員の御要求の数字に対する取扱いがはなはだ遺憾であったことをおわび申し上げます。

○ 粟山眞夫君　その点はそれならばや

むを得ないとして、第二の疑問としては、平林委員がだんだん迫及していつて、とうとう困つちやつた結果、一八%控除の問題を述べて、事実を述べて、そして、まことに相済まなかつた、ということですがね、そんなことは、この委員会へきようおいでになる

ときももうわかつてたはずです。それをなぞ冒頭から、あれだけ追及をしない前に全部述べて、そして釈明を求められなかつたか、ここに非常に疑問があります。

それからもう一つは、移出石数と課税石数と同じだ、大した違いはないだろう、とおっしゃつてゐるが、もし一八％控除ということを自主的に、積極的に国税庁が非を認めて、当委員会に釈明をせられようというならば、この移出概数石数が一八％控除されてるということが事実であるならば、課税石数になぜ一八％還元したものを表に作つてお出しにならないか。そこまでやられ

○政府委員(北島武雄君) 私実は、当初平林先生から私に対してすぐ御質問あると思うんです。ところが、平林先生はこの表について説明せよということ、関稅部長が始めたわけでありまして、私はしかし、それは長くたつてはいかぬということ、私が実は途中であちよん切つて、経緯をまず申し上げて、詳細を関稅部長に申し上げさせるようにいたしましたのであります。決して、追及を受けて初めてやむを得ず申し上げたということではございません。

それから、この課税石数は移出見込

石数へ、移出概数石数とはほぼ同様でございます、と、こう申し上げました。が、この課税石数は、漏れてるのは、なぜ足さないかという、これは、実は三月十日の申告がこうだということでありまして、初めから一八%足して出したら、実はかえつて誤解を生むのであります。というのは、概数だけはそういうふうな指導をしたけれども、確定の方は合つてゐるんだと、こういう表になるわけでありまして、かえつて私は作爲した表になると思います。従ひまして、ありのままに出しまして、こゝなつておることは結局指導の誤りによりまして私は課税石数に漏れがあり

ると、こう考えまして、従いまして、その差額については直ちに追徴する措置をとる、こう申し上げたわけでありまして、決して、ごまかすために課税石数の中に載せなかつたわけじゃないのでありまして、足せばかえつて誤解を招くと思ひました。

○桑山夏夫君　それならば、この表を説明されるときに、間税部長がそこまで自主的に言われるべきですよ。あれ

だけ追及しなければ言えない。表の作り方そのものも、あなた方が専門家として作られるときには、ここにミスがあるんだ、誤差が出てくるからこれは大へんなことになるというので、あらかじめ断わっておけば、そういう疑惑は何も出ないですよ。そういうところ

に、私は大蔵委員会で国税庁と今国会を通じていろいろの問題をお尋ねしたんですが、どうも割り切れないところがあるんだが、もう少し率直におやりになったらどうですか、そういう点について。それで今のこの問題でも、先ほどの二十億円と四億円の問題がありますが、それにしても、ほんとに割り切つて、私が今申し上げておるような氣持で、この問題を扱つておいでになつれば、ああいうことは出てこないと思ふ。それは数字の間違ひは間違ひでいいですよ、いいけれども、この四億という金だつて大へんな金だからそういうことはないと思うが、頭の置き方、考へ方の問題だと私は思ふんですがね。いずれまだ平林委員はさらにこの問題で突つ込んでいきたい、こういう話のようですから、もう少し真摯な態度で、率直に、あまり手数をかけないで、問題をすらすら説明せられるようにせられたいと思ひますね。今の質疑応答

ちになつてゐる、数字上で。それに
いて少しもおかしいと思われなかつた
んですか。

○説明員(泉美之松君) まことにうか
つな語でございすが、私は、一八%
控除して——というのを指導したと
いうことを知りまして、いろいろ係員
の御指摘がありまして、いろいろ係員
を問ひだした結果わかつたのであり
まして、その当時はまだ存じておりま
せんでした。

○栗山眞夫君 問税部長、ビールの中
の仕事をやっておる国税庁の中の最末
端の責任者はだれですか。その人も不
審に思わなかつたんですか。これは事
務官じやなくて、課長の下には係長も
おられるだらうし、一体だれですか。
その人に対しての問題は、国税庁とし
ては問題にならないんですか。そうい
う控除する数字なんか部長にも知らせ
ない、これはけしからぬことではし
う。もちろん長官にも知らせるべきこ
とでしようが、それも知らせない。部
長も知らない。一体だれが知っていた
んですか。課長が知っていたんです
か、係長が知っていたんですか。

○説明員(泉美之松君) 課長、係長が
知っておつたかどうか取り調べまし
て、御報告申し上げます。

○栗山眞夫君 そりういことがおかし
いんですよ。そこまで調べて、一八%電
話で通知をしたというのを調べた
んでしよう。調べておいて、まるで幽
霊と問答しておるんじゃないんですか
ら、係長が事務官か、それはわかるで
しょう。

○政府委員(北島武雄君) 実はこうい
う発表ものは、毎週水曜日に私と記者
会見がございまして、その席上発表す

るのが常でございまして。ただし私は残
念ながらそのときの発表には、たしか
国会関係で用がございまして、立ち会
わなかつたと思ひます。私が立ち会
ひせんときは、適宜次長等が立ち
会つてゐるわけではございまして。おそら
私がおりますれば、ずつと記者班の質
問に答へまして、これはおかしいじや
ないかと、一応部内の人を呼びまし
て、いつも究明しておるのでございま
す。私は実はそのとき知らなかつた、
発表に立ち会わなかつた。それから
これはまことにうかつでございまして
が、新聞発表を私は気がつかないかつた
のであります。これもまことに申しわ
けないのであります。これといふもの
も私のふつつかないところではございま
して、まことに申しわけございませ
ん。もし私が立ち会つておりましたら、私が
どうしてこうなつたかといふことにつ
いて、さらにそのときに相当徹底的に
調査したかと思ひますが、どうも申し
わけありません。

○栗山眞夫君 この新聞発表を長官が
みずからおやりになるというのでは、
それはその通りでしよう。であるから
あなたがこの新聞を読んでおいてにな
らないといふことを、私も率直に認め
ます。長官がおしやるのですから
ね、しかし少くとも国税庁が記者会見
をやつて新聞に発表されるべき新聞
発表の記事の、発表の内容でござい。内
容を長官が作りになるわけじゃない
でしよう。下部機構の各部局から所
要なものを集めて長官のところ集ま
てくるわけではしう、そうではしう。
そうすれば何といつたつて、これは責
任がなければならぬと、この記事
について。私はそれをお聞きしておる

わけですよ。長官を責めてゐるのじや
ないのですよ。長官を責めてゐるのじや
ない。長官はまじめにそのまゝをおつ
ちやつてゐるのだから、その通りと私
は受け取つておるわけだ。国税庁の中
の組織の中で、どこにこういう問題の
責任があるのか、新聞発表をした……
これを伺つておる。

○政府委員(北島武雄君) 毎週国税
で記者会見いたしまして発表いたしま
す。場合におきましては、各部課におき
まして、それぞれ今週はどういうもの
を発表するかといふことを実は広報官
室と打ち合せまして、その上で出すわ
けであります。で、広報官が主として
主宰いたしまして記者会見に立ち会
う、その場所におきまして、当該担当
課の者がそれに立ち合つて説明を加え
るというのが従来の例でございまして
て、おそらく当日も問税部長が何かが立
ち会つて記者の方の御質問にお答えし
たかと思ひますが……

○平林剛君 私はまた質問はあとに回
そうと思つたのだが、今のこただけで
ちよつとお聞きしておきまして、私の
疑問に感じましたのは、朝日新聞の記
事を読んでビールの売れ行きが減つた
と、暖冬寒波などの影響で減つたのか、
そしてその分析を国税庁は不況の影響
でそのビールの売れ行きがこまで及
んだという説明を新聞記者になさつて
おる。さて、これはおかしいと、いわ
ゆる一般の酒の減税が四月一日から行
われるから、小売商が仕入れを控え
るというならわかるけれども、ビール
は減税になつておらないのにが落ち
になつておる。その前に私はビール減
税のことが政府部内においていろいろ
なやりとりがあつて取り消されたこと

と結びつけて考えたときに、ここに何
かあると考へた。それからこの問題が
起きてきたわけではあります。種があ
かせばすね。しかし今の事実がわ
かつたわけですね。そこでこれはビール
が売れなくなつたのは、やはり今でも
不況の影響がこういふ売れ行きに及ん
でいると、こう見ておるわけですか。
○説明員(泉美之松君) これは同時に
発表になりました特級、一般の酒がや
はり減つておるわけではございまして
で、特級、一般の酒が減りましたのは、
やはり最近不況の影響ではないかとい
うふうに私も思ひておるわけですが、
ビールの方はそういう影響によつて
減つたのではなしに、二月の減つたの
は全く国税庁の方の指導の誤りであ
りまして、三月の上旬、中旬の数字を
見まして、先年の数字に比べてやはり
相当伸びておるわけですので、ビールは決
して減つておらないといふふうに感じ
ておるわけではあります。

○栗山眞夫君 じゃ、いずれ事態はま
た明らかにするでしようが、長官なり
部長なりに私ははつきりした御意思を
承つておきたいのですが、まだよく
調べてみなければわからないけれど
も、この問題で、一八%控除通告の間
題で、役所とビール会社との間に、あ
るいはビール協会が知りません、その
間に好ましくないような関係は絶対に
ないといふ御自信をお持ちになつてお
るか、当委員会に責任をお持ちになれ
るかどうかが。それはあるかないか知
りませんよ、知りませんが、前もつて
何つておくのだが、絶対にそういう事
実はない、あくまでも誤りであつ
た、間違ひであつた、指導の間違ひで
あつた、責任を持つ、こういう工合に

はつきりと断言していただけますかど
うか。

○政府委員(北島武雄君) 私は絶対に
そのような懸念を抱かれることはない
と信じております。私は絶対にそのよ
うな変なことはない。もつぱら誤解に
よつたところの指導の誤りだ、こう私
は考へております。

○栗山眞夫君 責任は持たれるわけで
すね。

○政府委員(北島武雄君) 責任は持ち
ます。

○大矢正君 今のお言葉ですが、そう
すると、今回こういふ不測の事態が起
きたといふことは、すべてが税務署の
手落ちであり、それから税務署の職務
監督上の不行き届きだといふ結論で
あつて、ビールの製造業者には何ら非
がない、こういうふうに判断していい
わけですか、長官。

○政府委員(北島武雄君) これは税務
署でなく、全く国税庁の責任でござい
まして、ビール会社におきましては、
国税庁がそういふふうに指示したとい
ふことではないのでございまして、
で、私はビール会社については責任は
ないと考へます。全く私どもの責任だ
と考へております。

○平林剛君 その問題は、私は後刻検
討いたしまして、もつとよく結論をつ
けなければいけない問題だと思つて
おります。あなたは今の場合、国税庁
の電話からこういふ事態になつたのだ
から、いろいろなことを配慮して言わ
れてゐると思ひますが、研究をしなけ
ればならぬ問題です。酒税法の取扱
いから見まして、またその実情につ
いてもう少し調査をして、国税庁だけ
ではないと、私はその点は、長官は

もう少し慎重に全般的な見地に立つて検討を要する問題である、こういうふうにお考えいただきたいと思うのです。私もこのことについての取扱いには、国税庁の動き方と同時に一つの結論を用意しますから、あなたの方でも慎重な態度でおつてもいい、そしてまた研究をしてもらいたい、要望いたしておきます。

○委員長(河野謙三君) 次に、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(酒井俊彦君) それでは私から、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

改正の要旨につきましては、先般提案理由で申し上げた通りであります。が、若干の補足をさせていただきます。

まず第一に問題になりますのは、外国為替相場の立て方の問題でございます。これは、現在の外国為替管理法は国際通貨基金の規定に順拠いたしまして規制が行われております。もちろん国際通貨基金、いわゆるIMFは日本の国会においても承認いたしておりますので、効力といたしましては法律と同じものと考えておるわけでございます。この二つの規定があわせて為替管理法の規制とIMFの規制と両方があるわけでございます。そこで両者を比較いたしました場合に、IMFの協定のきめ方より現在の為替管理法の規定の方が少し煩瑣な、厳重な規制をされておる面があるわけであります。そこでそれらを改正することが適当であ

るといので、この法律案を提案申し上げた次第であります。

お手元に、外国為替及び外国貿易管理法の現行法と改正法の対照表をおあげいたしました。説明の順序といたしまして、多少前後いたしますが、問題点をごく簡単にあらまし申し上げます。

第一は新旧対照表の第二ページの第五項の問題でございます。これが今回の主要なねらいでございます。IMF協定におきましては、たとえば脱退とか割当の変更、あるいは当該国の提議による定款変更というようなものを除きまして、それ以外の規定は加盟国の五分の三以上の投票で、その投票総数の五分の四以上の賛成がありました場合には、これを變更することができるとなっております。また理事会全員の一致があります場合には規定の一時停止といたしますが、百二十日を限つてこれを停止することができ、なおその期間を越えましてさらに総務会の五分の四以上の多数決がございます場合には、さらに二百四十日までそういう規定の停止をすることができ、こういふ規定によりまして、IMF協定はかなり弾力的に運用できることになつておるわけであります。たとえばIMFに登録すべき平価について、これは一番重要な問題であります。一九五〇年にカナダは平価の登録を停止しております。それをIMFは容認いたしております。また加盟国でありながら平価をきめておりません国もフランス、イタリア、タイ、ビルマ、ギリシャ、インドネシア等数カ国によつてそのことが行われております。そこで為替相場の

建て方につきまして、IMFが規定しているところをそのまま管理法で規定いたしますと、IMFの方が以上のようないろいろ非常に弾力的な運用ができますので、日本はそれを受けておりますが、別に法律が出ておりますために、もしもそういうことでIMFの現在の規定が若干変更される場合に機動的にそれについていくことができないという状況でございます。たとえば具体的に申しますと、IMFにおきましては、いわゆる直物相場——スポットににつきましては、平価の上下一%の範囲まで相場を動してよろしいということになつておるわけであります。日本は欧米各国と違ひまして中心地から相当離れておりますために、メル・デーといひますか、郵送日が十日ぐらいかかりましたため、その間の金利相場が一覧払いとTTとでは〇・二五%程度違つて参ります。そういういたしますと、厳格に一%の範囲内に現金一覧払いの為替をはめようとしたしますと、日本としては上下おのおの〇・七五%、幅としてIMFは二%でございしますが、日本は一・五%しか残らないということになるのでございします。それからまたIMFにおきましては上下一%という、その上下一%と申します場合には、平価による相場から上下一%となつておりますが、日本の場合は基準相場あるいは裁定外国相場からの上下一%というふうに規定の仕方が違つておりますという点も、やはり今後為替を考へていきたいと思います。必ずしも適当でないというふうに考えられるわけであります。今後IMFの規定に基きまして、IMF平価を

相場の基礎として直物為替相場、これを上下一%に押えるというのは、一つの金本位制度のもとにおける金を基準とする自由な輸出入というふうなものを理想といたしまして作られたものでありまして、それとそれから現実というところが妥協されまして、それでありながら弾力的な動かし方になつておるというふうなことはないかと思つております。ところが、最近に至りまして、御承知のようにいわゆる為替相場を自由にいたしまして、いわゆるフローティング・レートと申しますか、そうして為替の自主性を見つけないといふような説も出て参りました。また先般の、去年の夏でございましたが、フランス・フランが実質上切り下げをいたしました場合に、EPU、ヨーロッパ各国が多少通貨の動揺を来たしまして、これを三分の一くらい幅にとどめたらどうかという議論も起つて参りました。もしもこういう議論が起つて参りましたら、それをIMFが認めまして、日本としてはIMFの規定がございまして、もちろんそれに従うわけであります。が、為替管理法から参りますと、上下一%しか動けない。そうなりますと、かような事態が出来いたしました場合に、緊急に機動的にこれに対応することができないということになりますので、一応この規定を削除いたしたいと考えております。もつともこれを削除いたしましたとしても、さつき申し上げましたように、国際通貨基金の規約につきましては、国会の御承認も得、法律と同等の効果を持つのでありますから、日本政府としてはIMFの規定に従うといふことは当然でございます。両方を網をかけてきついでやつてい

るといふところに問題があるのではないかと、削除をお願いいたします。それから恐縮でございますが、一ページに戻つていただきました。第七條の第二項でございます。これは現行は、「各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を決定し、維持しなければならぬ。」とございします。現実には日本におきましては、ドルと英ポンドの裁定相場をきめればそれで大体動くわけであります。そうしてまた「各外国通貨」といふておりますが、日本としては各外国通貨は全部を扱つておるわけでございしません。それを一々裁定相場を出すといふことはいかかと思われまして、なお何が正しい相場であるかといふことにつきましては、裁定相場の性質上なかなか議論のあるところでございます。ましてこれを維持しなければならぬという規定がございしますが、「正しい」といふところに問題がある。これに、これを維持するといふことはどういふことかといふことになりまして、外国側のいろいろな要因によつてこれが動いて参ります場合には、これを維持するといふようなことは、きかないといふこともございします。従つて改正案におきましては、外国通貨について正しい裁定外貨相場は大蔵大臣が定めるときだけにいたしました。これは「各外国通貨」とか「維持しなければならぬ」とか、議論のある条項を落したわけでございします。それからその次の第三項でございますが、これは外国為替資金の運用による為替相場は大蔵大臣がこれを定めな

ければならないとございますが、これは実は歴史的問題がありまして、この管理法ができた昭和二十四年当時、外国為替管理委員会というものがございまして、これが外国為替を扱っておりまして、しかしながら為替相場というものは一國の通貨価値に關することであるということでありまして、外国為替管理委員会にこれを扱わせることをいたしませんで、大蔵大臣が通貨の面でこれを決定するのだという規定をいたしたわけでございまして、しかし現在におきましては、為替管理委員会もなくなつておりまして、それからまた第四項におきまして、現行の「大蔵大臣は、正当な外国為替取引における外国為替の相場及び買相場並びに取扱手数料を定めることができる。」と書いてございまして、現在は売り相場、買い相場を外為資金できめまして、それで事は足りるのではなからうかというところで、これも整理をいたしたわけでございまして、

以上が外国為替相場に關する改正でございますが、第二点といたしましては、新旧対照表の三ページの第六十八條の立ち入り検査権でございます。この点につきましては、現在為替管理法によりまして、この検査権といふのは、外国為替公認銀行とか商がえ商に限られております。いわゆる商社保有外貨あるいは交互計算も認められておる貿易業者、保険業者、海運業者と、つまりこういう銀行を道しないう外国との間に為替関係ができるというもののについては、立ち入り検査の権限も質問権もないわけでありまして、ところが、御承知のように、輸出振興の一環といたしまして、できるだけ為替管

理法の手続の簡素化をはかりたいという御要望がございまして、本年の初め以来、これに關する懇談会を開きまして、種々検討いたしました結果、かなり思い切つた簡素化をすることになつたわけでございまして、これは後ほどちょっと簡単に触れますが、一番大きな問題といたしましては、今までは輸出をいたします場合に、書類を作り出して、それを銀行の窓口へ持つていって、これは為替管理法に違反してないかというのを一度確認を得ましてから税関に持ち込んで、それから輸出をするという格好になつておりました。が、今後は、一応そういう貿易業者を信用をいたしまして、初めの銀行の認証といふことをやめまして、いきなり税関にいって、それだけ手数料が省けるといふことにいたしましたわけでございまして、しかしながら、そのために脱法行為がありまして、この法律を破るといふようなことがありました場合には、これは困りますので、一応事前に信用してかかるけれども、あと調べて不正のことがあつたか、あるいはうまくいってないかという場合には、これを注意をし、あるいは改善をさせるということが必要でございます。これは、将来輸入その他について簡素化をいたします場合にも、やはり検査、調査のことがありまないと、なかなか思ひ切つた簡素化はできない、そういう面もございまして、一応立ち入り検査の点を新しく銀行、商がえ商以外に拡充していただきたいというのが趣旨でございます。

なお、先ほど申し上げました輸出のための手続の簡素化でございますが、これは懇談会を数回開きまして、通商省その他の関係各省と御相談して、今準備中でございますが、大体おもなものを申し上げますと、さつき申し上げました輸出の場合の手続について、銀行の事前認証をやめる、事後の審査に切りかえる、それで相当助かると思ひます。

それから、輸出承認品目の整理、これは自主的な輸出統制、あるいはコムの物資と、いろいろ制限を要するものがあると思つておりますが、これもできるだけ簡素化していきたい、整理をしていきたいというふうに考えております。なお、標準決済規則の改正でございますが、これは今までは信用状ベースでなければいかぬという固い規則になつておりましたが、これをやはり信用状ベースでなくとも、まあハウス・ビルとかDP、DAとか、そういうものでも銀行の方で大丈夫だというふうなもの、必ずしも一々許可を受けるというのをしなくともいいのじやないか。その他、バーター貿易の手続の簡素化、そういうたようなものを今考へている次第でございます。それを実行いたしますために、六十八條の立ち入り検査権の改正をお願いいたしたい次第でございます。

○委員長(河野謙三君) 本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十四分散会

一、國民金融公庫法の一部改正等に關する請願(第一三五八号)
一、國の債權の管理等に關する法律の一部改正に關する請願(第一三五九号)(第一三六六号)(第一三七九号)
一、運動具に対する物品税撤廃等の請願(第一四〇三号)
一、氷上舞踏の入場税撤廃に關する請願(第一四〇九号)
一、所得税軽減に關する請願(第一四一七号)
一、國の債權の管理等に關する法律の一部改正に關する請願(第一四二四号)
一、サーカスの入場税軽減等に關する請願(第一四六四号)
一、たばこ小売手数料引上げに關する請願(第一四七七号)
一、元陸軍用品しよりの地下道路構築による佐賀県唐津市妙見神社の損害補償の請願(第一四八〇号)

第一三〇八号 昭和三十三年三月十九日受理
生命保険料控除額引上げに關する請願
請願者 北海道釧路市城山町一四一 釧路簡易保険加入者の会内 鬼武定外十一名
紹介議員 西田 信一君
國民經濟の改善をはかる上においても貯蓄の増進は國家の重要問題であるが、現行の所得控除のうち生命保険料の控除額は低きにすぎることから、これを最低四万円以上に引き上げられたいとの請願。
第一三三三三号 昭和三十三年三月十九日受理

生命保険料控除額引上げに關する請願(二通)
請願者 北海道小樽市長橋町四三小樽簡易保険加入者の会内 石橋猛雄外三十名
紹介議員 苦米地英俊君
この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。
第一四一〇号 昭和三十三年三月二十四日受理
生命保険料控除額引上げに關する請願
請願者 北海道苫小牧市旭町七六苫小牧簡易保険加入者の会内 伊東健二外十二名
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。
第一四五四号 昭和三十三年三月二十五日受理
生命保険料控除額引上げに關する請願
請願者 北海道北見市二条西三丁目北見簡易保険加入者の会内 大内政恵外八名
紹介議員 東 隆君
この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。
第一四五五号 昭和三十三年三月二十五日受理
生命保険料控除額引上げに關する請願(三通)
請願者 北海道紋別市幸町四丁目紋別簡易保険加入者の会内 武田幸治外三十七名
紹介議員 横川 正市君

第五部 大蔵委員会會議録第二十五号 昭和三十三年四月三日【參議院】

この請願の趣旨は、第一三〇八号と同等である。

第一三五八号 昭和三十三年三月十日受理
国民金融公庫法の一部改正等に関する請願

請願者 群馬県高崎市九蔵町七
高崎商工会議所会頭
黒崎義平

紹介議員 木暮武太夫君
国民金融公庫は、中小零細企業者の金融機関として金融を行つてゐるが、毎年貸付金額が二割となつてゐるのに、三十三年度予算はこれに對してわずかに五パーセント増しか認められていないため、おびただしい業者の借入れ希望をみたすことができないから、国民金融公庫法第一条に規定する精神を生かし、同公庫を拡充強化して大いにその機能を發揮できるように同法第二十条、第二十二條、第二十四條等の一部を改正せられると共に資金の大幅な増額を図られたいとの請願。

第一三五九号 昭和三十三年三月十日受理
国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 群馬県渋川市金井二、
八五四国立療養所大日
向荘内 泉田三郎外三
百二十名

紹介議員 大和 与二君 伊藤 彌道君
国立療養所、病院の中には、医療費の滞納に對して品などを滞納の担保として、入院費の滞納取立てを地方方法務局に依頼し和解調停裁判にかけるなど強硬手段を取るものが出てきてゐる

が、医療費の滞納は他の債務と違う要素を持つものであるから、患者の置かれてゐる実情を勘案して医療費滞納取立ては「国の債権の管理等に関する法律」によつて取り立てないよう本法の一部を改正せられたいとの請願。

第一三六六号 昭和三十三年三月二十日受理
国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県秦野市落合五
〇〇国立神奈川療養所
内 上原勇太郎外四百
四十名

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第一三五九号と同じである。

第一三七九号 昭和三十三年三月二十日受理
国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村村
立療養所晴嵐荘内 平
木輝夫外三百四十八名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一三五九号と同じである。

税措置がとられてきたが、なお現状は学校教材用として、また一般大衆において広く使用されてゐる運動具でいまだ免税に浴していないものや免税点が高な低率のため大部分のものが実際的にはその恩恵に浴していない実情であるから、この際運動具課税の全額目について免税又は免税点の大幅引き上げの措置を講ぜられたいとの請願。

第一四〇九号 昭和三十三年三月二十四日受理
水上舞踊の入場税軽減に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区春日町一
ノ一株式会社後援会
タジヤム取締役社長
眞鍋八千代外一名

紹介議員 西田 信一君
アイス・ショウは、氷上のフィギュア・スケートとバレエ、パントマイムと更に照明、装飾、衣裳等を積み重ねた立派な芸術でありながら、他の演劇、舞踊に比べて入場税が高いため、これが普及発展の妨げとなつてゐるから、他の演劇、舞踊と同様に入場税軽減の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四一七号 昭和三十三年三月二十四日受理
所得税軽減に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見
町二ノ三全国商工団体
連合会内 河野貞三郎
外九千七百六名

紹介議員 大矢 正君
これまでの数次にわたる税制改正によつて中小小工業者の税負担は漸次軽減されてはゐるが、現行税制の最大の欠陥である生活費課税の排除がいまだに

実現されていないため零細業者はなお過重な税負担に苦しんでゐる実情であるから、今次の税制改正にあつては、剰余財産を減税に充てると共に、減税は所得税を中心として、(一)基礎控除十二万円、扶養控除一人目六万円、二、三人目四万五千円、四人目以上三万五千円にそれぞれ引き上げること、(二)事業主給与と家族専従者給与を認め、これを分離課税とすること等の実現を期せられたいとの請願。

第一四二四号 昭和三十三年三月二十四日受理
国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県有馬郡三田町内
立兵庫療養所内 田尻
一男

紹介議員 岡崎 眞一君
この請願の趣旨は、第一三五九号と同じである。

第一四六四号 昭和三十三年三月二十五日受理
サーカスの入場税軽減等に関する請願

請願者 愛知県一ノ宮市北園町
四ノ二九 赤林清恵外
七十七名

紹介議員 草葉 隆國君
入場税法においてサーカス興行は、第一種中の「見せ物」として扱われてゐるが、サーカスは多分にスポーツ的要素をもち、また他の演劇、演芸に比べて訓練、特殊演技、移動等のために仕入費が大きく、一年のうち有効営業日はわずかであるに加へ、戦後巡回演劇が非常にせまられたために経営は困難となり、且つ観客層も児童を中心とす

る家族連が多く従つて入場料金がかさんで大衆娯楽費としても適正を欠く状態にあるから(一)サーカスを現行入場税法中「見せ物」項から除外し「演芸」の項に挿入するか、もしくは新たに「演芸」部門を設置すること、(二)サーカスの入場税率を入場料八十円未満百分の十、八十円以上三百円未満百分の二十、三百円以上百分の三十等に改正せられたいとの請願。

第一四七七号 昭和三十三年三月二十七日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願

請願者 愛知県常滑市大野町ハ
タゴ一五西知多たばこ
販売協同組合理事長
池野裕外百三十二名

紹介議員 山本 米治君
たばこの小売手数料は、昭和二十八年以来八分の五までであるが、今日のたばこ店の実態は、戦前のような零細で副業的なものと異なり、手数料によつて生計をささへてゐるのであり、この上営業費は一般的に増加をきたしてゐるばかりでなく戦前にみられなかつた事業税及び所得税の課税、たばこ店自体の負担にかかる宣伝費の増加、さらに販売目標達成のため、ばく大な買受け資金を利息を払つて調達する等、現行の手数料八分ではすでに営業の採算の限界に浮沈してゐる実情であるから、たばこ小売手数料を一割に引き上げられたいとの請願。

第一四八〇号 昭和三十三年三月二十七日受理
元陸軍需品しよりの地下道路橋梁による佐賀県唐津市妙見神社の損害補償の請願

元陸軍需品しよりの地下道路橋梁による佐賀県唐津市妙見神社の損害補償の請願

請願者 佐賀県唐津市藤崎通

七、〇二二妙見神社内

本城信松外六百五十

七名

紹介議員 松岡 平市君

戦争末期に当時の陸軍需品しようによ
つて構築せられた地下防空道路が陥没
し、佐賀県唐津市藤崎通宗教法人「妙
見神社」の本殿の基礎に、き裂を生じ、
拝殿はいちじるしく傾斜し境外社務
所も危険にひんし、石碑は地中に埋没
し、へい、玉垣に倒壊し宗教法人本来
の業務の遂行に危険を感じる等多大の
惨状を呈し、その補修は氏子崇敬者の
力だけではとうてい復旧ができないか
ら、その原因に基き国家において損害
の補償をせられたいとの請願。

昭和三十三年四月九日印刷

昭和三十三年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局